

新たな症状又は障害の追加についての判断理由

化学物質名	新たな症状又は障害	追加するのが適当である理由
弗化水素酸（弗化水素含む）	低カルシウム血症	報告されている症例は急性中毒や事故的ばく露であるが、通常の労働の場において多発しており、文献も多数報告されている。このため、症状・障害として「低カルシウム血症」を追加することが適当と考えられる。
	組織壊死	報告されている症例は急性中毒や事故的ばく露であるが、通常の労働の場において多発しており、文献も多数報告されている。このため、症状・障害として「組織壊死」を追加することが適当と考えられる。
砒化水素	腎障害	金属溶錬作業場において、硫酸を用いて金属残留物を除去する作業で発生した砒化水素による腎障害が報告されている。ACGIH(2007)では、低濃度の砒素化合物の慢性ばく露により腎障害をもたらすとされている。そのため、症状・障害として「腎障害」を追加することが適当と考えられる。
トリクロルエチレン	皮膚障害	トリクロルエチレンの職業ばく露による皮膚障害は多数報告されており、国内における報告例も複数見られる。このため、症状・障害として「皮膚障害」を追加することが適当と考えられる。

※ ニトログリセリンについては、追加の議論が必要であるため掲載していない。